

定款
第一章 総則

(名称)

第一条 当財団は、公益財団法人多田記念財団と称する。

(事務所)

第二条 当財団は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2 当財団は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第三条 当財団は、都立高等学校に在籍する生徒で、主に母子家庭等で経済的理由により修学困難な環境にも拘らず努力する前途有為な生徒に対して就学支援を行い、社会貢献しうる人材の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 当財団は、第三条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 高校生に対する奨学資金の給付

(2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

(事業年度)

第五条 当財団の事業年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第二章 資産及び会計

(財産の拠出)

第六条 設立者は、第五十一条に掲げる財産を、当財団のために拠出する。

(基本財産)

第七条 当財団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産は、基本財産とする。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、当財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第八条 当財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第九条 当財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第十条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第十一条 当財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配)

第十二条 当財団は、剰余金の分配を行うことができない。

第三章 評議員及び評議員会

第一節 評議員

(評議員)

第十三条 当財団に、評議員 3 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第十四条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の議決により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大

学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）
- 3 当財団の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、当財団又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（権限）

第十五条 評議員は、評議員会を構成し、第十九条に規定する事項を議決する。

（任期）

- 第十六条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第十三条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第十七条 評議員には、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、評議員会において別に定める基準により、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。

第二節 評議員会

（構成）

第十八条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第十九条 評議員会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第二十条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、いつでも招集することができる。

(招集)

第二十一条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第二十二条 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 代表理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的記録により通知を発することができる。この場合において、代表理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 3 前2項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

第二十三条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第二十四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第二十七条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第二十五条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二十六条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 理事・監事及び理事会

第一節 理事・監事等

(種類及び定款)

第二十七条 当財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 4名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を業務執行理事とすることができる。

3 業務執行理事の中より、専務理事、常務理事をおくことができる。

(選任等)

第二十八条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 当財団の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 当財団の監事には、当財団の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに当財団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務・権限）

第二十九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当財団の業務の執行を決定する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当財団を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、当財団の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第三十条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

第三十一条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第二十七条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第三十二条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第三十三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、評議員会において別に定める基準により、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。

(取引の制限)

第三十四条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当財団の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当財団との取引

(3) 当財団がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当財団とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の一部免除又は限定)

第三十五条 当財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

2 当財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、責任の限度額は、同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第二節 理事会

(理事会の構成)

第三十六条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第三十七条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当財団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することがで

きない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第三十五条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(招集)

第三十八条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得て、電磁的記録により通知を発することができる。この場合において、理事会を招集する者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 5 前3項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第三十九条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、出席した理事の中から互選されたものがこれに当たる。

(決議)

第四十条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(株主等としての権利の行使)

第四十一条 当財団が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を

要する。

(議事録)

第四十二条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印する。

第五章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第四十三条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第三条、第四条及び第十四条についても適用する。

(解散)

第四十四条 当財団は、基本財産の滅失による当財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第四十五条 当財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第四十六条 当財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第六章 委員会

(委員会及び委員)

第四十七条 当財団の事業の適切かつ円滑な運用を図るために選考委員会を設置する。

2 選考委員会の委員は、理事会において選任する。

3 選考委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第七章 公告の方法

(公告)

第四十八条 当財団の公告は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない理由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第八章 補則

(委任)

第四十九条 この定款に定めるもののほか、当財団の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第九章 附則

(設立時評議員、設立時理事及び設立時監事)

第五十条 当財団の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事については下記のとおりとする。

設立時評議員

多 田 高 志
多 田 英 二
多 田 晴 美

設立時理事

多 田 直 樹
田 中 最代治
山 室 順 一

設立時監事

平 野 秀 輔

(設立者が拠出する財産及び価格)

第五十一条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価格は以下のとおりとする。

(氏名) 多田直樹

(住所) 東京都世田谷区経堂四丁目6番13号

(財産) 金銭 (価格) 金300万円

(最初の事業計画等)

第五十二条 当財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第八条第一項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第五十三条 当財団の設立初年度の事業年度は、第五条の規定にかかわらず、当財団成立の日から平成23年3月31日までとする。